

第2章 事務決裁等

福岡都市圏南部環境事業組合副管理者事務 委任規則

〔平成18年5月1日〕
規則第3号

（委任）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第153条第1項の規定により、福岡都市圏南部環境事業組合と管理者が属する市町との間の契約締結その他これに準ずる法律行為に係る事務は、管理者があらかじめ指定する副管理者に委任する。

（報告）

第2条 副管理者は、前条の規定により処理した事項について管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。